

2024年3月20日

関西青少年サナトリウム入院患者死亡による真相究明について(声明文)

公益社団法人 兵庫県精神福祉家族会連合会

会長 新銀 輝子

この度、2024年2月6日付けの神戸新聞報道で、神戸市西区の関西青少年サナトリウムで入院中だった明石の岡田幸子さん(47歳)が肺塞栓症で死亡したのは、違法な身体拘束が原因で亡くなったとし、父親(81歳)が病院側に対し9200万円の損害賠償請求を近く神戸地裁に起こすと言うことが明るみになりました。

身体拘束は精神保健福祉法に基づく厚生労働大臣基準で、代替方法が見出されるまでの間のやむ得ない措置で、早急に他の方法に切り替えられるよう努めなければならないとされていますが結果的に他の方法に切り替えられることなく亡くなられてしまいました。

47歳と言う若さでこの世を去ったご本人のお気持ちや、ご家族の心痛を考えると、何故このような悲劇が起こったのか、同じ家族の立場として、無念でなりません。

精神科医療の発展によって、リスクの多い身体拘束は減っていくと考えておりましたが、2003年5109人だった身体拘束の件数が、2023年には1万299人と倍増しています。倍増する理由の一つに簡単に装着できる拘束具の普及が一因として挙げられていますが、一方で身体拘束ゼロに挑戦している複数の病院も出てきています。

身体拘束が真に精神科病院内で必要なのか否かを検討する緊急会議を国は検討してください。

又、このような悲劇が二度と起こらない様に、精神科病院内のスタッフ、関係者一同が患者の利益を第一優先とし、安心できる精神科医療を実現してください。